

太陽光発電設備の設置に係る関係法令等について（屋根関連）

下表は、太陽光発電設備の設置に当たり、屋根関連（屋根に設置する場合）について、市が所管する関係法令等による手続等の概要をまとめたものです（国・県等関係機関が所管する関係法令等（電気事業法等）は、記載しておりません。）。

関係法令等の詳しい内容は、担当部署に必ずお問い合わせください。

No.	関係法令等の名称	該当条項	該当内容	担当部署及び連絡先（外線・内線）
1	建築基準法 及び 建築基準関係規定	各条 第6条第1項	建築基準法及び建築基準関係規定に適合しない場合（※）は、発電設備を設置することができない。 また、建築協定区域で、高さ等の規定がある場合は、当該規定の範囲内であることが必要。 （※荷重増加に対し構造耐力等が不足する場合を含む） 増築を伴う発電設備の設置（※）には、一部例外を除き、 <u>建築確認が必要</u> 。 （※増築を伴う発電設備の設置の例） ・発電設備の架台下を物品の保管等の屋内的用途に供する等、発電設備そのものが建築物の主要構造部に該当する場合	<建築基準法全般／建築協定> 建築指導課 指導班 （電話）245-5835 <個別の建築物の規制内容／建築確認> 建築情報相談課 審査班 （電話）245-5840, 5841
2	都市計画法	第58条の2 第1項	○ <u>地区計画の区域</u> （再開発等促進区若しくは開発整備促進区又は地区整備計画が定められている区域に限る。） <u>内</u> において、土地の区画形質の変更、建築物の建築等を行う場合は、 <u>届出が必要</u> 。	<地区計画の区域の確認・届出窓口> 都市計画課 土地利用班 （電話）245-5304
3	千葉市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例	各条	発電設備の設置に伴い、建築物の高さが規定の数値を超える場合は、 <u>各種手続が必要</u> 。	建築指導課 （電話）245-5836
4	建築物の耐震改修の促進に関する法律	第17条第1項 (H25. 11. 25 施行)	昭和56年5月31日以前に建設された建築物の安全性向上のために耐震改修する際は、耐震改修の計画を作成し、認定を申請することができる。	建築指導課 （電話）245-5836
5	土地区画整理法	第76条第1項	<u>土地区画整理事業の施行地区内</u> において、土地の形質の変更、建築物その他の工作物の新築等を行う場合は、 <u>許可が必要</u> 。	<検見川・稲毛地区> 検見川稲毛土地区画整理事務所 （電話）276-3057 <寒川第一地区> 寒川土地区画整理事務所 （電話）266-0201 <東幕張地区> 東幕張土地区画整理事務所 （電話）276-0456
6	都市緑地法	第14条第1項	特別緑地保全地区内において、建築物その他の工作物の増築等を行う場合は、一部例外を除き、 <u>許可が必要</u> 。	公園管理課 緑地保全班 （電話）245-5776
7	首都圏近郊緑地保全法	第7条第1項	近郊緑地保全地区内において、建築物その他の工作物の増築等を行う場合は、一部例外を除き、 <u>届出が必要</u> 。	
8	消防法	第11条第1項	危険物を取り扱う建築物（設置許可を受けているもの）に設置する場合は、 <u>変更許可が必要</u> 。	消防局指導課 危険物係 （電話）202-1667
-	地方税法	第383条	事業用の発電設備は「償却資産」に該当することから、 <u>毎年1月1日現在で所有する設備について、申告が必要</u> 。	東部市税事務所 法人課 （電話）233-8146

2020年10月現在 千葉市環境保全課作成